

外国法事務弁護士の営利業務の届出等に関する規程（会規第六十三号）中一部改正

外国法事務弁護士の営利業務の届出等に関する規程（会規第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（添付書類等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、所属弁護士会は、その会規又は規則で定めるところにより、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第八条第一項に規定する情報提供契約により当該法人の登記情報の送信を受けて確認する方法をもって登記事項証明書の添付を要しないものとすることができる。

附則

第三条の見出し及び同条第二項（新設）の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。